

平成29年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成29年9月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成29年9月15日 9時30分		議長	坂口久信	
	閉会	平成29年9月15日 10時53分		議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	田川浩	出	9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	9番	久保繁幸	10番	末次利男	11番	下平力人
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		福田嘉彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	峰下徹		
	副町長	永淵孝幸	農林水産課長	永石弘之伸		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	藤木修		
	総務課長	川崎義秋	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村正史	会計管理者	大岡利昭		
	企画商工課長	田中久秋	学校教育課長	津岡徳康		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	野口士郎		
	健康増進課長	小竹善光	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年9月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第5号 平成28年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第48号 太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第49号 太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 決算審査特別委員長の報告
- 議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成28年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 平成28年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成28年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第57号 平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第58号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第59号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第60号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第61号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第62号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第64号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第14 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第15 閉会中の付託事件について

追加日程第1 意見書第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)の提出
について

追加日程第2 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出につ
いて

午前9時30分 開議

○議長(坂口久信君)

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第5号

○議長(坂口久信君)

日程第1. 報告第5号 平成28年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ
いてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

質疑がないようですから、以上報告第5号を終わります。

日程第2 議案第48号

○議長(坂口久信君)

日程第2. 議案第48号 太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正す
る条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

後ろに中学生あたりが来ておりますので、ぜひ質問をしてください。

○10番(末次利男君)

個人情報保護条例ということですが、この個人情報保護というのがどんどん進んでおりま
して、保護の進行によって、進むことによって、社会的活動もしくは地域活動が制限される
ということは、これはもう当然国から一律の条文だろうというふうに思いますけれども、非

常に活動がしにくいような状況になってきよる。地域性というんですか、地域のコミュニティーあたりが閉ざされるといふか、そういう情報が非常に制約されることによって活動がしにくい状況になってくるといふかというふうに思いますけれども、その点、今回の個人情報保護条例の改正に伴ってどのようなことが考えられるか、お尋ねいたします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回の改正の内容は、個人識別符号が個人情報に該当するということの明確化、それと要配慮個人情報を定義づけするものでありまして、今議員の言われる地域の活動については特に影響はないというふうに考えております。

○10番（末次利男君）

いやいや、今回はここに書いてありますとおりに電磁情報ということでございますけれども、全体的な個人情報保護ということになって、結構地域力を高めようとか、地域を皆さんで支えましょうとか、いろんなそういう世の中になっておる。そういった中で、個人情報が閉ざされるといふことは、特に窃盗犯とか、それから子供の犯罪にかかわる犯罪、そういったものは再犯率が非常に高いといわれます。こういったところは、今回はもちろん違うわけですが、個人情報全体のことについてお尋ねしますけれども、そういうことは、例えば個人情報としては流されないというふうに思いますけれども、そういう犯罪歴のある方が町内に転居された場合の対応ですけれども、どこどこにという、誰々がという個人情報はもちろん流されないというふうに思います。しかし、そういった太良町にという、そういう方がおられるという情報は流されないのか。これは、ある意味子供の見守り隊とか、例えばそういう担当者の活動の中でどうしても情報を知り得たいといふことがあるはずで、そこは、一律にだめだ、だめはだめといふことで情報は流されないのか。これは、地域力を高めるためにはどうしても必要などころがあるんです。それはもうおわかりと思いますけれども、その辺はどうですか。

○総務課長（川崎義秋君）

今議員が言われることについては、今回の要配慮個人情報ということで定義づけられた中に、刑事事件とか少年の保護に関する事件の手續等が行われたことが記載されているものが、要配慮個人情報ということで特に配慮を必要とします。ただ、最近新聞で取り上げられておりますけど、教職員の性犯罪を犯した者について、情報の共有化をするような流れになっておりますので、今後そういった面については少し全国的に情報の共有化が進んでいくのではないかとはいふに私は思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

課長言われるように、今回要配慮個人情報といふのはいろんな種別をされております。特

に、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴という特定の文言が書かれておりますけれども、私たち議会といたしましても、民生委員さんとの意見交換をした経緯があるんです。そういった中で、独居の皆さんの見守りのために何か情報を得る、何かあったときの情報伝達を誰にするかという、町外に住む親族の方、身内の方がおられる、そういった中に、誰がいらっしゃるのか全く教えてもらえない、活動がしにくいというような御意見等も承っております。

そういった中で、どうしても個人情報というのは大事は大事だというふうに思いますけれども、ある一定の社会活動をする上において必要な情報というのは、もちろん税の滞納あたりも全く区長さんでさえ教えてもらえないという状況になっておるわけですし、そういうことが社会のコミュニティーを壊しているんじゃないかなという感じがするわけです。できるだけそういう活動のしやすいような、特定の個人情報というのは、そりゃなかなか難しいかもしれませんが、ある一定のところまでは、どうしても必要最小限の情報というのは逆に流すべきだと私は思うんです。それが、未然に犯罪を防ぐ、未然にそういう事故を防ぐということにつながっていくと思いますので、その点の考え方について、特に福祉医療が一番多いです、そういう情報。例えば、誰々は認知症であるということであれば、地域が見守りましょうという社会になっているんです。そこでも途絶えるということになれば、どこをどうして活動すればいいのか全くわからない状況になってきますので、その点についてはどのような今の対応をされておりますか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

情報の共有化については、本人さんの了承を得られればできるわけでありますので。実際、取り扱いについては自治体によって差があるということですので、その辺を考慮して、できるだけ共有化ができるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 太良町個人情報保護条例及び太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制

定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第49号 太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

場所が変わったということで1167番地を39番地－1に改めるということ。これには何の異論もございませんが、まだ始まったばかりで約2週間程度になるわけですが、その間厨房機器等を含めて、何かふぐあいな点というのは見受けられてないでしょうか、どうですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今、本稼働が9月1日に始まりまして間もないところでございますけれども、現段階での課題といたしましては、調理区間がパーティションで区切られているという状況でございますので、前のように複数の人間がみんなで助け合いながら調理の作業をするというのができない設計になっております。それは、汚染区域、非汚染区域、調理区域というふうにきれいに分かれておりまして、調理員が自由に行き来できない設計になっております。その都合上、人員がそれぞれ専門化をしていくということになるので、古い給食センターのままで調理員の数でするので、全体的に調理員が不足をしておるといった状況が今見受けられるところでございます。現段階では、厨房機器の使用についても熟練がまだ足りておりませんので、調理員たちは頑張って調理をしておりますけれども、どうしても昼休みを削って作業をしているという状況もございますので、これについては対応を考えていかななくてはならないという点がございます。

それと、新給食センターになりまして、搬送用のコンテナが大型化しております。1つのコンテナで400 kilogramsの重さがありますので、非常に重い物でございます。多良小・中はリフト付きのトラックで運んでおりますけれども、大浦小・中につきましては既存の小さいトラックを使っておりますので、大きなコンテナを小さい今までのトラックで運んでいる、さらにコンテナ自体はすごく重くなっているという状況でございますので、大浦小・中の受け入れのところが既存のままでございますので、少し安全性に不安があるというところで、その対応についても今後検討していかなければならないというふうなところが今の課題と思っております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

いろいろ改善する必要なところが出てくるかとは思いますが、この給食ですが、パンから米飯の給食に変わったわけですが、私たちもその前に一応試食ということでおいただきをしましたが、この米、口にしましたときに炊き上がりぐあい若干やわらかかったかなという感じで食べさせていただきました。その点について、炊飯のできばえについてお尋ねしたいと思えます。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

先ほども少し触れましたけれども、機器の熟練がまだ足りていないというところがございます、あと人員が足りてない状況で、炊飯を運転手が作業をしているという状況もございますので、もう少しお時間をいただければ、もう少しおいしい御飯が炊けるようになると思えますけれども、最初に試食をしていただいたときからもう半月以上たっておりますので、それなりに御飯はいい形に仕上がっているという報告は受けております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

だんだんということですが、できたら大きい量ですので、炊飯のほう、誰かが熟練して炊き上がりやうまくいくようにしていただきたいと思えますが。まだ、さっき言いましたように2週間程度しかたっていないわけですが、今の給食の状況というのを児童さん、生徒さんたちに1回聞いてみて、皆さんにどうですかというふうなアンケートなど、その辺の追跡調査あたりも大いに必要になろうかとは思いますが、その点どうですか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

学校給食センターにつきましては、栄養士のほうから学校の先生、またクラスの生徒たちに対して定期的にアンケートを行っております。その中でどれがおいしかったか、どれがどうだったかということ質問に対して答えていただいた形で、それを集計して給食業務に反映させているところでございますので、今後それをもっと推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

もう一ついいですか。それと、さっき搬送車、その車の話が出ましたが、山下文具店さんの前あたり、道路が狭いということを含めて、あの辺の道路改良、あるいは校門の改良あたりが検討されていると思えますが、その辺の検討を早く煮詰めていただいて、今後の計画に早急に取り組んでいただきたいというふうに思えますが、町長、その点の道路の改良、拡幅、

校門の改良あたりの時期を、大体いつぐらいと考えてやっていただけるものか。給食センターとは直接な関係はございませんが、お尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

平成30年度に、私給食センターの終わった暁にというのは計画を持っておりましてけど、まず第一に全体的な整備をしたいということで、まずプールを解体をして、あれももう老朽化してひび等々入ってますから、どうせあれを解体して道路を広げてすきっとした形でやりたいなというふうなことを思っておりますけど、まずプールの解体については保護者等々にアンケートをとってみろというようなことも申しまして、あれは残してほしいという保護者からの要望で、一部残した場合はあれを解体して、恐らく改良した場合にクラック等々がまた入りやせんじゃろうかなというふうに思っております。

プールを残して法線通すぎ、うまいこと法線ができるもんだから、局部的に今の校門のところからプールまでは思い切って広げられるわけです。あそこら辺の取り合いがうまいこといかなというふうに思っております。できれば、ぎりぎりまでプールの擁壁を解体して擁壁でとめる方法もありますけど、もう一遍そこら付近を解体をして、整地をして、今網元の横に可動式のとめ壁がありますけど、あれを解体すれば嫁川自体の河床が下がるわけです。下がるというのはどういうことかというのは、それは下がれば今のところ満水状態でしないもんだから、大雨のときは逆流してグラウンドのほうに水が入ってきよとです。だから、それが1点の解消と。

そして、あとはプール等も可動式の解体については、土木事務所ともある程度協議が済んでおりますから、申請をしてくださいというふうな協議をしておりますから、あとはプールがどうしてもできん場合は、今の中でできる範囲でこの際広げたいなというふうに思っております。ただ、私が何でプールば解体かという、今多良小学校の少年野球がもうほとんどじいさん、ばあちゃん、保護者からも非常に熱気を上げて、今度で優勝しとうなんてしよるわけです。九州大会も行ったりなんかして。だから、あそこを解体してバックネットをつくりたいなというふうな計画を持っとったんですけども、その夢もどうも、トイレも解体して、もちろん。トイレについては、中学校の体育館のピロティの便所を使っただければなというふうに思っております。

30年度計画の予定をしておりますけど、それとあと内容につきましては校門、小学校の校門は正式にあります、中学校の校門はどこかわかんわけです、川沿いです。だから、あそこと同じ、山下文具店の前付近に小・中学校の校門を一体化して、現状が中高一貫教育校となつとるけん中・小、小・中。だから、そういうのをやりたいなという、もう一点、どの学校にも大浦小学校には二宮金次郎がなかでしょう。なかでしょう。昔、我々のときはあったですもん。そういういろいろどこやとかといって探しとったとが資料館の前にあつとで

すよ。だから、あれもグラウンド整備と一緒に、金次郎さんは学校のほうに、校庭に置いたほうが良いなということで、そこら付近も全体的に検討をしております。ただ、学校については、計画としては30年度で予定はしておりますけれども、協議事項で。

それともう一つは、あれを広げた場合、真っすぐ法線上、嫁川の橋をもうちょっと拡幅して、上流のほうに。法線上、きれいになっわけですよ、するつとですね。そこら辺も模索しておりますから、計画自体は30年度でやりますけれども、そこら辺のネックがありますから、それを早急に解決すれば、もう新年度予算でお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回の条例改正は、場所が移転したということでされておりますけれども、この附則に、この条例は公布日から施行し、29年7月24日から適用するということを書いてありますが、いつ公布して7月24日に施行されるのか。これは、本来2学期には供用開始をするということに進んできたわけですよ。であって、本来は6月に出すべき条例改正じゃないのかなというふうに思いましたので、その辺どうなっておりますか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えします。

6月時点では、まだ旧給食センターが稼働中でしたので、そしてまだそのところでは学校給食共同調理場というのは、旧給食センターのことを指す時点でしたので、その稼働がとまりまして新たにでき上がり、そして落成式の日付をもって適用するというところで条例を上げさせていただきました。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

ですから、それはわかっとなります。ですから、手続上、附則にそういうことをうたえたいわけでしょうが。条例改正は、6月でもよかわけでしょうが。すでに遅かたです、もう。ここに移転した時点で実施されてるんです。その辺の説明をどうされますか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

申しわけございません。御質問の趣旨をもう一回お尋ねしてよろしいでしょうか、申しわけございません。

○10番（末次利男君）

もちろん、そりゃ夏休み前までは稼働しておりました。それはわかっております。9月1日から新しい学校給食センターで調理をするということもわかっておりました。ですから、そのことは9月1日から稼働するという、適用するということは附則でうたっておけば、条

例は前もって改正できたのではないかなというふうに考えますけれども。それ、皆さん誰でも知ってることです。ですから、手続上の問題を言っているんです。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

その件につきましては、実は内部のほうでも検討をいたして、どの議会の時期に提出すべきかということで相談をしたところでございます。先ほどとまた繰り返しの答弁になりますけれども、本稼働がまだこの6月議会時点では旧給食センターが稼働しておりますので、それが新給食センターになった後のほうが適当であるというふうな判断に基づいて提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

それでは、公示はいつされましたか。公示日。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

公示は、この議案の議決をいただいた後に、今回個人情報の一部改正も出しておりますけど、それと同時に公示するようにしております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 太良町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第50号～議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第57号 平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括して議題といたします。

本件は、9月4日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第50号から議案第57号までの8件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員

長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第50号から議案第55号までの一般会計並びに特別会計5件、議案第56号及び議案第57号の企業会計2件、合わせて8つの案件を9月11日、12日、13日に審査いたしました。

執行部から町長を初め関係課、監査委員の出席を求め慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計5議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、報告がなされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によってなし遂げた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

審査の過程において出されました留意すべき事項としましては、超過勤務について、平成27年度と比較し、552時間減少していた。しかしまだまだ課内業務分担の見直しや業務平準化は必要と思われる。近年、材価の低迷により主伐がほとんどされていないが、多良岳材としてのブランド確立に向けた努力を行ってほしい。また、ふるさと応援寄附金については、前年度対比331%増の約7億4,000万円となっている。大切な自主財源の一つでもあることから、より一層の推進を図り、さらなる収入の増加及び町内産業振興に寄与されたい。

各種未収金については、公平性の観点から慎重な対応、徴収努力を図られたい。

なお、その他委員会中に出された意見については、関係各位において改善や検討などを行ってほしい。

以上が審査過程において出された意見であります。

付託事件、議案第50号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第57号町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の8つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第57号 平成28年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第5 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第58号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

一般会計の補正予算の12ページでございます。

県支出金の中に、農林水産業費補助金というのがありまして、685万円ほど補正額が示されております。この中身を見ますと、間伐材等森林整備促進対策事業費の補助金が660万円で、緑の保全整備事業の県補助金が25万円となっております。これにつきましては、間伐材の森林整備補助金につきましては全額がマイナスということになってます。補正された後は、この補助金についてはゼロということになります。緑の保全整備事業の県補助金につきまし

でも同様で、25万円ほど計上されてますけれども、これが補正されますとこの補助金そのものがゼロということになります。1つは、このゼロになった理由ですけれども、理由と、もう一つは半年までは経過してませんが、半年ぐらい経過をしてゼロになるわけですけれども、これは年度初めから計上しなくてもよかったんじゃないかなという気がしますけど、ゼロになった理由と事業の内容をお願いしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

この間伐等森林整備促進対策事業費補助金ですけれども、これにつきましては高性能林業機械の導入というようなことに対する補助金でございます。森林組合のほうで申請を行ってされるところですけれども、今回森林組合のほうから要望の取り下げというようなことで町のほうに上がってきましたので、今回皆減というような形で処理を行っておるところでございます。

理由といたしましては、当初県のほうに要望していた事業が、結局は予算の確保ができなかったというような御連絡をいただいて、ほかの事業で対応をとというようなことの話があったそうなんですけれども、その事業においても当初の事業よりも補助金が安いというようなことから、最終的には理事会等を経て今後の経営等において、今回においては取り下げたほうがいいのではないかとというような結論に達したということで取り下げ申請が上がってきておるところでございます。

それと、もう一点ですけれども、緑の保全事業費補助金でございます。これにつきましても、補助金全額皆減というようなことになっております。予算的には、補助金と町単独費合わせて予算を組んでおりますけれども、この25万円の補助金につきましては、対象地域が今回29年度については平たん地を対象にするというようなことで、私たちが申請しておりました200年の森近くの桜の木とか、そういうものに対しての補助がなかったというようなことで、今回皆減というような形でさせていただいておるところでございます。ただし、山林運営委員会においても、その辺の整備等は当然必要ではないかというふうな御意見等もありましたので、単費の分についてはその整備の一部に充てて進めていきたいというようなことで考えておるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この間伐等森林云々の補助金につきましては、これは県の補助ができなかったもので、森林組合としては取り下げたということによろしいんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

県の補助金といいますか、国のほうで申請を上げて、国のほうが最終的に予算の確保が難

しいというようなことでの連絡があったということで聞いております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、29年度はだめだったですけども、30年度になってはまた都合では申請する可能性はあるということになるわけですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

森林組合の経営方針の中に当然必要とあらばそういう計上もあろうかと思えますけれども、その辺については経営の中での御判断というようなことで考えておりますので、申請が上がってくれば、私たちのほうは事務手続を行うというようなことでは考えております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

補正予算書の19ページです。

林業振興費ということで、関連するのかな、これはわかりませんが、林業振興費のところの森林・林業生産基盤づくりの交付金と事業費補助金ということで825万円、先日の町長の御説明では、森林組合が導入予定であった運搬機械についての取り下げを行われたことで減額ということですけど、これは今のあれとまた関連があるのか、またその運搬機械というのはどういう機械だったのかということも説明してもらえますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今議員御質問の中にありましたように、先ほどの竹下議員の御質問と関連するものでございます。ただ、金額的に個々に多少違いはありますけれども、この減額については町費の分もあわせて減額するというので、トータル825万円というような形になっております。それと、ここの機械についてはフォワーダというようなことで、木材を積んで運搬するというような高性能林業機械ということで御理解いただければと思います。

○3番（田川 浩君）

フォワーダを買う予定だったけど、県に申請して国のほうが予算が通らなかったと、採択ができなかったということで今回取り下げるということですけど、具体的に今回そのフォワーダ購入、またそれ以外のことも含めまして、どういう事業をされようとしたのか、詳しいところを聞かせていただきますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

事業の内容については、そのフォワーダの購入というような形での事業でございます。それに対する補助の事務処理というような形でのことでございます。

○3番（田川 浩君）

濟いません、そりゃこれはそうでしょうけど、さっき竹下議員も質問されましたけれど、それに対する、フォワーダを使ってどういうことをしたいから森林組合さんもこれを買う予定なのかという、今からどういうことをしたいのかという、そういう事業です。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

フォワーダを使うということは、当然作業道の整備等々出てまいります。間伐等において、そこに発生した材木等を運搬するというような大きな業務の中の効率性を高めていくというようなことで、今回導入を計画されたということでございます。

○3番（田川 浩君）

この際、聞いておきますけれど、毎年毎年材価が安いということで、山林の運営につきましては、はっきり言いまして全然進歩がないというのが毎年のことだと思っております。先日の決算特別委員会のほうでも、課長もおっしゃってございましたけれど、今の材価の倍ぐらいないと合わないんじゃないかということをおっしゃってましたけれど、私はそれは違うものだと思います。こんな材価が下がってきたらそれに合うように、それで利益が出るように努力していくというのが、それが本来の姿だと思っております、私は。

日本といいますのは、はっきり言いまして異常に戦後材価が高かった、世界的に見ると。はっきり言いまして、そりゃ3万円も4万円もしました。例えば、オーストラリアとかドイツでは1万円ちょっとぐらいで運営できるように、そういったコストカットをしています。それで今やっていけてんです。その転換ができてないのが日本ということがよく言われるんですけれど、これから、この際聞きますけれど、太良町の山林の運営につきましては、そういった方向で少しでもコストをカットしていくような、そういった機械ももちろん入れたりしてコストをカットしていくような方向に進めるのか。それとも、高級化をするんであったら太良町の材は何割か高いということですから、高級化をするんであったら売り先を今度は違うところを見つけないと。今までよりも高く買ってくれるところを見つけなきゃいけないと私は思っております。それか、もうこれは山林というのは、例えば水源の涵養ですとか国土保全ですとか自然を守るとか、そういった役目を主に持って行って、ある程度の赤字を覚悟してそういったものを保全するんだというふうに持っていくのか。これは、どこかで切りかえなきゃいけないと思うんです。その分につきましては、担当課長としては今後どういうふうに持っていきたいのか、それは聞かせていただけますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

コストの面から考えますと、非常に場所が悪い部分においては当然機械の利用というのも限られてきますし、索道的な搬出というようなことでなろうかと思っております。しかしながら、

ある意味作業道を入れて、それによって運搬車をもってしていく場所については、効率的な運搬というようなことからこのような機械の利用も必要になってくるかということは考えております。それと、その作業道を入れる場所に当たっても、公益的機能を十分維持できるような作業道の入れ方というのも考えていかなければいけないし、ただ無造作に道を入れるということが災害等の要因になりかねてはいけないというようなことでは考えておるところでございます。また、売り先の開拓というような、そういうことについても、今後国内だけでなく外国等にも目を向けながら有利な価格で売れるようなことも当然考えていかなければいけないと思います。ただ、コスト、公益的機能の維持、その2つを同時に維持していくことは非常に難しいところでもあろうかと思えますけれども、今後においてもできる限りそういう高いレベルの森林育成というようなことを考えながらしていかなければいけないというようなことは感じておるところでございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

公益的機能を保持しつつも、売り先ですとかそういったコストカットも検討していくということによろしいですね。期待していますのでよろしくお願いします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

最大限努力していきたいと思えます。

○6番（所賀 廣君）

補正予算書20ページの土木費、目1の住宅管理費、これについてお尋ねしたいと思えます。

町長の提案理由の説明の中で、民間の木造住宅の耐震診断に対する補助金で、対象は昭和56年5月31日以前に着工された住宅となっており、10棟分の予算の計上しておりますという御説明でした。75万円のうちに国県支出金補助金が52万5,000円と一般財源より22万5,000円を出すというふうなことで、この木造住宅の10棟というのはどこどこなんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

木造住宅についての10棟ということですけど、これは特にどこということはありません。今から、所有者さんからそういう要望があれば、その分10棟分はうちが予算をつけているという状態でございます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

昭和56年5月31日以前といいますと、多分35年から36年ぐらい前、それ以前ということですか。これは、今課長の話だと応募か何か公表して耐震を受けませんかという、そういった手はずを今からやるということですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の木造住宅の耐震診断についてでございますけど、まずその対象は56年5月31日以前に建てられておいて、これが建築基準法の旧耐震基準のものが耐震性がないということで、56年6月1日以降からは新耐震基準になっておりますので、その分は耐震性があるということで、5月31日以前に建てられたもので、所有者さんがそういう耐震に不安があるとかという方がいらっしゃいましたら、うちのほうに申請をしていただければ、本年度については10棟分については補助を確保してますよということでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

かなりこれは多くの家屋があると思うとです。10棟分、10名の方が耐震をしてくれというふうにも申し込みがあった場合、耐震診断をすっです。いろんなふぐあいなところがこうこうありますよというふうな診断になると思いますが、診断を受けたわ、じゃあこの診断の内容に沿って工事をすることになるでしょうけど、相当なお金がかかると思いますが、診断を受けたわ工事をしなかったわという例も結構出てきやせんかと思うんです。そうしたときは、何か責任が発生するような、もし地震があつて診断を受けた家屋が壊れてしまったというようなことがあった場合に、責任がその家の方に多分出てくるというふうに思いますが、この辺の感情的な部分が残るような気がすつとですけど、そこまで考えれば耐震診断はせんでよかよというふうになるかもわからんとですが、その辺は課長、どう感じられますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

耐震診断をして耐震性がないと判断された場合は、今言われるように、実際改修を行わないと解消にならないとなりますけど、今現在うちの町のほうで耐震改修についての補助とかの制度を設けておりませんが、今のところ県のほうからも県内いっぱいの各市町にですけど、耐震改修の補助について要綱を制定する等の要請、要望も出ております。

本町におきましても、今から上司とも相談してですけど、要綱等を整理しまして、来年度からでも耐震改修のほうの補助を出せるようにはとは思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

関連ですけど、まずその対象家屋は町内どれぐらいの数がありますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

対象家屋の数ということでございますけど、実際はつきり何棟あるということは今現在確認できておりません。それで、以前税務課のほうの課税台帳とかで建築年度のわかっている

分で確認をしましたところ650軒はあるということですので、それ以上はあるということで理解しておりますけど。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

これは、木造住宅の耐震診断の補助金なんですが、大型施設への耐震診断は、今木造の町内の分はこれだけということやったんですけど、県に至ってはどのような耐震診断、県の分がわかれば、平米数とか、我々のように高い分が、何階までかあるというような建物にはどういうふうな診断、診査料があるのか、そういうのがわかりますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

木造以外の例えば旅館とかそういうことだと思いますけど、そういうものに対しても耐震診断の補助制度はあります。それについては、面積の制限は確かなかったと思います。ただ、面積によってその率、限度額とかがあったかと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第58号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第59号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 平成29年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第60号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 平成29年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第61号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第61号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第62号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第62号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第63号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第64号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 諮問第1号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第13 諮問第2号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第14 諮問第3号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨を答申することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第15 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第15. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しておりました別紙付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 意見書第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

追加日程第2 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議記録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人